

居住衛生設備規則

居住衛生設備規則検査要領

居住衛生設備規則
居住衛生設備規則検査要領

2013 年 第 1 回 一部改正
2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 8 月 19 日 規則 第 64 号／達 第 50 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 8 月 15 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

居住衛生設備規則

規
則

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 8 月 19 日 規則 第 64 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 8 月 15 日 国土交通大臣 認可

2013 年 8 月 19 日 規則 第 64 号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 船員室等の高さ

船員室等の床の上面から天井甲板のビームの下面~~また~~又は天井張りの下面までの垂直距離（以下、~~この章において、~~「船員室等の高さ」という。）は 2.03m 以上でなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認められた場合は、~~この限りではない。~~

1.1.8 を次のように改める。

1.1.8 冷暖房装置

~~-1. 総トン数 500 トン以上の船舶には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室及び船橋を有効に暖房できる空気調和装置若しくは蒸気暖房装置又はこれらに類似した装置を設けなければならない。~~

-2. 船舶には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室、船橋及び機関制御室を有効に冷房できる空気調和装置又はこれに類似した装置を設けなければならない。

1.1.9 を次のように改める。

1.1.9 天窓及び舷窓等

~~-1. 船員室及び食堂には、適度の採光のための天窓、舷窓等を設けなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造、航海態様等を考慮して差し支えないと認める場合、この限りではない。~~

-2. 船員室等、船橋及び機関制御室には照明装置を設けなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造、航海態様等を考慮して差し支えないと認める場合、この限りではない。

1.1.12 として次の 1 条を加える。

1.1.12 排水設備

船舶には、排水設備を設けなければならない。

1.1.13 として次の1条を加える。

1.1.13 甲板上の休憩場所

船舶には、船員が職務を離れた時に利用することのできる休憩場所を暴露甲板上に設けなければならない。

1.2 船員室

1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 船員室の定員

-1. ~~総トン数 200 トン以上の船舶の船員室の定員は、表 1.1 に掲げる区分に応じ、船員室の床面積 (m²) を同表に定める単位面積で除して得た最大整数以下 1 人としなければならない。ただし、本会が船舶の構造、航海の態様を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りではない。総トン数 3,000 トン未満の船舶であって、船員室の床面積が 7m² 以上の場合にあつては、当該船員室の定員を 2 人とすることができる。~~

-2. 船長及び職員の船員室の床面積は、表 1.1 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める数値以上としなければならない。

-3. 部員の船員室の床面積は、表 1.2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める数値以上としなければならない。

-4. 船舶には、執務室を船員室（船長及び甲板部又は機関部の最上位にあたる職員が使用する船員室に限る。）に隣接して設けなければならない。この場合、船員室に床面積は、表 1.2 に定める数値まで減じて差し支えない。

-5. 本会が船舶の構造、航海の態様を考慮してやむを得ないと認める場合における船員室の定員及び床面積については、前-1.から-4.の規定にかかわらず、本会が適当と認めるところによる。

~~表 1.1 単位面積~~

区分	単位面積 (m²)
総トン数 800 トン未満の船舶	1.85
総トン数 800 トン以上 3,000 トン未満の船舶	2.35
総トン数 3,000 トン以上の船舶	2.78

表 1.1 面積 (m²) (船長及び職員)

区分	面積 (m ²)
総トン数 3,000 トン未満の船舶	7.5
総トン数 3,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶	8.5
総トン数 10,000 トン以上の船舶	10.0

表 1.2 面積 (m²) (部員)

区分	面積 (m ²)
総トン数 3,000 トン未満の船舶	4.5
総トン数 3,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶	5.5
総トン数 10,000 トン以上の船舶	7.0

~~26.~~ 次に掲げる場所は船員室の面積に算入してはならない。ただし、湖川港内のみを航行する船舶又は発航港より到着港まで直航する船舶にあっては、倉口の上面、周囲壁及び載貨門の内側を座席に算入してもよい。

- (1) 通路
- (2) 倉口の上面
- (3) 倉口の周囲 600mm までの場所
- (4) 載貨門の前後各 350mm の箇所より、その幅にて倉口の周囲 600mm までの場所

~~27.~~ 座席の面積の算定については次の各規定による。

- (1) 形状が整正な場所にあつては平均の幅に長さを乗ずる。
- (2) 形状が整正でない場所にあつては前中後の 3 箇所の幅を測り、前後の幅の和に中央の幅の 4 倍を加え 6 で除し、これに長さを乗ずる。
- (3) 船尾の斜曲な場所（長さが幅の 1/2 に等しい箇所より後部）にあつては、長さの 2/3 にその場所の前端の幅を乗ずる。
- (4) 前(1)から(3)の規定により定めた面積より前-2.規定より船員室に算入しない場所及び 2.1.2-7.に掲げる場所の面積を減じる。

1.2.3 寝台

-2.を次のように改める。

-2. 船員室の寝台は、適当な材料を使用したものであり、かつ、その内側の寸法は、長さ ~~1,900~~1,980mm、幅 ~~680~~800mm 以上でなければならない。

1.2.4 を次のように改める。

1.2.4 備品

船員室には、その定員に相当する日常生活の用に供する~~衣服戸棚~~備品として、次に掲げるもの~~その他の備品~~を備えなければならない。ただし、本会が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 十分な大きさの衣服戸棚
- (2) 船員が通常時に使用することのできるテーブル及び座席

1.2.5 及び 1.2.6 をそれぞれ 1.2.6 及び 1.2.7 と改め、1.2.5 として次の 1 条を加える。

1.2.5 洗面設備

船員室には、冷水及び温水が利用可能な洗面設備を設けなければならない。

1.2.56 標示

2 人以上の定員を有する船員室にはその種類及び定員を、その他の船員室にはその種類を標示しなければならない。

1.2.67 その他の居室

船員又は旅客のいずれにも該当しない者の居室については、2 章の規定を準用する。

1.3 居住諸室等

1.3.1 を次のように改める。

1.3.1 食堂

~~総トン数 500 トン以上の船舶（船員定員が 4 人以下の船舶は除く）~~には、船員室から離れ、かつ、調理室に近い位置に、十分な広さを有する食堂を設けなければならない。ただし、本会が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りではない。

1.3.2 を次のように改める。

1.3.2 調理室

~~総トン数 500 トン以上の船舶~~には、十分な広さを有する調理室を設けなければならない。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して本会が差し支えないと認める場合はこの限りでない。

1.3.3 を次のように改める。

1.3.3 事務室

~~総トン数 3,000 トンを超える船舶~~には、独立した事務室を設けなければならない。ただし、船舶の構造上やむを得ない場合であって、船員室内に事務を行うための場所及び設備を設けたときは、この限りでない。

1.4 衛生諸室

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 浴室等

~~-1. 総トン数 500 トン以上の船舶には、船員定員に応じた浴室、船員定員 8 人又はその端数ごとに 1 個以上の大便器及び船員定員 6 人又はその端数ごとに 1 箇所以上の適当な洗面設備~~
-1. 1 以上的大便器、洗面設備及び浴室を備え付けなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

-2. 船内の洗面設備及び大便器は、船橋及び機関区域又は機関制御室から容易に利用することのできる範囲内の適当な場所に設けなければならない。

-3. 船内の全ての洗面設備は、冷水及び温水が利用できるものとしなければならない。

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 洗たく室等

~~総トン数 500 トン以上の船舶~~には、洗たく室等の設備を設けなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造，航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は，この限りでない。

3 章 航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.2 船員室等に関する特例の内容

3.2.1 船員室等の位置

-1.を次のように改める。

-1. **1.1.2** にかかわらず、~~総トン数 500 トン未満の船舶又は船級符号に Smooth Water Service 又はもしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶~~にあつては、最高航海喫水線の下方 1.8m に当たる箇所より上方に船員室等を設置しなければならない。

3.2.2 を次のように改める。

3.2.2 船員室等の高さ

1.1.3 にかかわらず、船級符号に ~~Greater Coasting Service, Coasting Service 又は Smooth Water Service 又はもしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶~~については、~~おける船員室等の高さは、表 3.1 によることができる 1.8m 以上でなければならない。~~ただし、国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶であつて、船級符号に Coasting Service, Smooth Water Service 又はこれに相当する付記を有するものについては、船員の脱出上差し支えないと認める場合に限り、1.6m まで減じて差し支えない。

~~表 3.1~~

区分		垂直距離 (m)
船級符号に Greater Coasting Service, Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶	総トン数 500 トン以上の船舶	1.9
	総トン数 500 トン未満の船舶	1.8
船級符号に Smooth Water Service 又はこれに相当する付記を有する船舶		1.8

3.2.3 を次のように改める。

3.2.3 換気装置

1.1.7 の規定にかかわらず、~~総トン数 500 トン未満の船舶又は船級符号に Smooth Water Service 又はもしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶~~には、船員室等、船橋及び機関区域を換気できる適当な装置を設けなければならない。

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 冷暖房装置

-1. 1.1.8-1の規定にかかわらず、~~総トン数 500 トン未満の船舶又は船級符号に Smooth Water Service 又はもしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶~~には、1.1.8-1に規定された場所を暖房できる適当な装置を設けなければならない。

-2. 熱帯地方のみを航行する船舶にあつては、1.1.8-1の規定を適用しない。

-3. 1.1.8-2の規定にかかわらず、船級符号に Smooth Water Service もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶には、1.1.8-2に規定された場所を冷房できる適当な装置を設けなければならない。

3.2.5 を次のように改める。

3.2.5 船員室の定員

-1. 1.2.2の規定にかかわらず、~~船級符号に Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶であつて総トン数 200 トン未満の船舶及び船級符号に Smooth Water Service 又はもしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶~~の船員室の定員は、寝台の数と表 3.2 の左欄に掲げる船舶の区分に応じ、寝台外の床面積 m^2 を同表の右欄に定める単位面積で除して得た最大整数以下とする。

-2. 船級符号に Smooth Water Service もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 1,000 トン未満の船舶にあつては、1.2.2-4の規定は適用しない。

表 3.2

区分	単位面積 (m^2)
船級符号に Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶 (最遠里を航行する時間が 12 時間以上のもの)	1.10
船級符号に Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶 (最遠里を航行する時間が 12 時間未満のもの)	0.55
船級符号に Smooth Water Service 又はこれに相当する付記を有する船舶	0.45

表 3.2

区分	単位面積 (m^2)
船級符号に <u>Smooth Water Service</u> 又はこれに相当する付記を有する船舶	<u>0.45</u>
船級符号に <u>Coasting Service</u> 又はこれに相当する付記を有する船舶であり、最遠里を航行する時間が 12 時間未満のもの	<u>0.55</u>
上記以外の船舶	<u>1.10</u>

3.2.6 を次のように改める。

3.2.6 寝台

-1. 1.2.3-1.の規定にかかわらず、船級符号に ~~Coasting Service~~ 又はこれに相当する付記を有する船舶で総トン数200トン未満の船舶並びに船級符号に ~~Smooth Water Service~~ 又はもしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数200トン未満の船舶については、寝台又は適当な敷物で差し支えない。

-2. 1.2.3-2.の規定にかかわらず、-1.に規定する船舶にあつては、船員室の寝台は、適当な材料を使用したものであり、かつ、その内側の寸法は、長さ 1,800mm, 幅 600mm 以上でなければならない。

3.2.9 を次のように改める。

3.2.9 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶に対する特例

船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては、1.1.12, 1.1.13, 1.2.5, 1.3.1, 1.3.2, 1.3.3, 1.3.4, 1.4.1-1, 1.4.2 及び 1.4.3 の規定は適用しない。

3.2.10 として次の 1 条を加える。

3.2.10 国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶に対する特例

国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶にあつては 1.1.12, 1.1.13, 1.2.5, 1.3.1, 1.3.2, 1.3.3, 1.4.1-1.及び 1.4.2 の規定は適用しない。

附 則

1. この規則は、2013 年 8 月 20 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

*高速船については、1%を 3%に読み替える。

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 8 月 19 日 達 第 50 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

女子船員に関する設備については、船員室、並びに浴室、及び便所、洗面設備及び洗たく室を独立かつ専用のものとしなければならないすること。

1.1.2 を次のように改める。

1.1.2 船員室等の位置

-1. 規則 3 編 1.1.2 でいう船員室等とは、船員室、船員の利用に供される食堂、調理室、休憩室等の居住諸室、事務室及び浴室、便所、洗たく室、病室等の衛生諸室並びに無線電信室をいう。配膳室は居住諸室に含み、洗面所、乾燥室、作業衣ロッカー室及び診療室は、衛生諸室に含む。

-2. 満載喫水線又は区画満載喫水線の表示のない船舶にあっては、最高航海喫水線は、計画の最も深い喫水に相当する水線とする。

-3. 規則 3 編 1.1.2-1.において、船型等を考慮して船員室等を最高航海喫水線の上方に設けることが困難である船舶にあっては、やむを得ないものと認めて差し支えない。ただし、その場合であっても、船員室は最高航海喫水線上に設けること。

-4. 規則 3 編 1.1.2-1.において、特殊目的船については、照明装置の備え付け及び通風のための十分な措置がとられている場合にあっては、やむを得ないものと認めて差し支えない。ただし、その場合であっても、作業用通路の直下に船員室を設けてはならない。

~~-5.~~ 規則 3 編 1.1.2-5.(2)にいう木甲板は厚さ 50mm 以上であること。

~~-6.~~ 船員室直上の暴露鋼甲板であって、甲板裏面にグラスウールその他の適当な防熱（普通の天井内張りのみでは、適当なものとしな）を施したものについては、木甲板と同等の防熱効果が得られれば、適当な甲板被覆材を施したものとして差し支えない。

~~-7.~~ 次に掲げる場所に船員室等が配置されていないこと。

- (1) 周囲壁及びこれらに設けられる開口の閉鎖装置が常識的な風雨密以上になっていない場所
- (2) 前(1)の開口の閉鎖装置が内外より開閉できない場所
- (3) 少なくとも甲板洗水等が浸水することを防止するための適当な縁材が設けられていない場所

- (4) 迅速に開放甲板に脱出できない場所
- (5) 開放甲板への出入りのための開口のうち、常用出入り口が風雨に対して防護されていない場所

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 船員室等の高さ

規則 3 編 1.1.3 の規定によるクリアハイトをとることが船舶の復原性の観点から合理的でない場合、船員室等の一部のクリアハイトを減じても差し支えない。ただし、規則 3 編 3.2.2 に規定される船舶を除き、クリアハイトを減じることが合理的であり、かつ、船員に対して不便をもたらさないと認められる場合に限る。

1.1.7 として次の 1 条を加える。

1.1.7 換気装置

衛生諸室の換気装置は、他の船員に関する設備とは別に独立したものとする。ただし、本会が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は、他の適当な装置を認めることがある。

1.2 船員室

1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 船員室の定員

~~引き船、その他船舶の大きさに比べて船員定員の多いものについては、適宜斟酌して差し支えない。~~

-1. 規則 3 編 1.2.2-2.にいう職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

-2. 規則 3 編 1.2.2-3.にいう部員とは、船長及び職員を除く船員であって船内で使用される者をいう。

-3. 特殊目的船の船員室の定員及び床面積については次によること。

(1) 船長及び職員が使用する船員室の定員は 1 人とし、その場合における船員室の床面積は表 1.1(a)に掲げる値以上とすること。

(2) 部員室の定員は、2 人以上とすることができる。その場合の床面積は、表 1.1(b)の左欄に定める定員の数に応じ、それぞれ右欄に掲げる数値以上とすること。4 人を超える定員の船員室とする場合は、1 人当たりの床面積は 3.6 m²以上とすること。

表 1.1(a) 船員室の床面積 (m²) (特殊目的船)

区分	床面積 (m ²)
甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部の最上位にある職員（以下「各部の最上位職員」という。）以外の職員	7.5
船長及び各部の最上位職員	8.5

表 1.1(b) 部員室の床面積 (m²) (特殊目的船)

定員 (人)	床面積 (m ²)
2	7.5
3	11.5
4	14.5

1.2.4 として次の 1 条を加える。

1.2.4 備品

- 1. 十分な大きさの衣服戸棚とは、船員 1 人に対し、容量が 475 リットル以上でかつ施錠することのできる棚及び容量が 56 リットル以上の引き出し又はこれに相当するものをいう。ただし、衣服戸棚に引き出しが備え付けられている場合には、500 リットル以上の容量のものとする事ができる。
- 2. テーブルは固定式、折畳み式又は引き出し式のものとすること。

1.2.5 として次の 1 条を加える。

1.2.5 洗面設備

船員室に浴室が備えられている場合であって、当該浴室が洗面設備と同様に使用することができる場合は、浴室と別に洗面設備を設ける必要はない。

1.3 居住諸室等

1.3.1 を削る。

~~1.3.1 食堂~~

~~食堂の床面積については、(船員定員+ 2) (単位 m²) を標準とすること。ただし、引き船については、適当に斟酌して差し支えない。~~

1.3.2 を削る。

~~1.3.2 調理室~~

~~調理室の最小床面積については、3.3m²を標準とし、船員定員に応じ増加させること。~~

1.4 衛生諸室

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 浴室等

~~引き船、その他船舶の大きさに比べて船員定員の多い船舶については、やむを得ないものとして、本規定を緩和して差し支えない。~~

- 1. 浴室については、浴槽もしくはシャワー又はその両方が設けられていること。
- 2. 規則 3 編 1.4.1-1.にいう「船員定員 6 人又はその端数ごと」の算定にあたっては、浴室、大便器及び洗面設備のそれぞれについて、個人用の設備を有する者を除き算定すること。

1.4.2 を削る。

~~1.4.2 洗たく室等~~

- ~~-1. 乾燥室及び洗たく乾燥室は、洗たく室等の設備に含む。~~
- ~~-2. 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶で総トン数 3,000 トン未満の船舶にあっては、適当な場所を洗たく及び乾燥のための場所として差し支えない。~~

1.4.5 診療室及び病室等

~~-3.及び-4.を削除する。~~

- 1. 病室は十分な床面積を有し、かつ、病室内には病床が備えられていること。
- 2. 病室を利用する者のための専用の大便所が設けられていること。
- ~~-3. すべての船員について定員 1 人の船員室が設けられている場合は、病室を設けることを要しない。~~
- ~~-4. 規則 1.4.5 のただし書きについては、引き船に適用して差し支えない。~~

3 章 航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.2 船員室等に関する特例の内容

3.2.2 を削る。

~~3.2.2 船員室等の高さ~~

~~船級符号に *Coasting Service* 及び *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する国際航海に従事しない船舶であつて、総トン数 200 トン未満のものについては、船員の脱出上差し支えないと認める場合に限り、クリア・ハイトを 1.6m まで減じても差し支えない。~~

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 冷暖房装置

-1. 規則 3.2.4-1.において、次に掲げる要件に適合するものは、「暖房できる適当な装置」と認めて差し支えない。

- (1) 一酸化炭素等による危険がないこと。
- (2) 火災の危険がないこと
- (3) 保護装置が設けられていること

-2. 規則 3.2.4-3.において、規則 3.2.3 に規定する「換気できる適当な装置」については、「冷房できる適当な装置」とみなして差し支えない。

附 則

1. この達は、2013 年 8 月 20 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を 3%に読み替える。